

長野県上伊那広域水道用水企業団運営協議会設置要綱

〔昭和 55 年 6 月 17 日〕  
告示 第 2 0 号

改正 平成 15 年 4 月 1 日告示第 2 号

平成 16 年 3 月 3 1 日告示第 3 号

平成 27 年 4 月 1 日告示第 1 号

(設置)

第 1 条 長野県上伊那広域水道用水企業団（以下「企業団」という。）が行う水道用水供給事業の円滑な運営を図るため、企業団に運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、企業団の運営に関し調査、検討を行う。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 7 人をもって組織する。

2 委員は、別表 1 に掲げる職にあるものとする。

3 前項の委員に事故あるときは、当該委員が指定した職員にその職務を代理させることができる。

(役員)

第 4 条 この協議会に、会長及び副会長各 1 名を置き、委員の中から互選によりこれを選出する。

2 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第 5 条 会長は、この協議会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、必要の都度会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(幹事)

第 7 条 この協議会に幹事を置く。

2 幹事は、別表 2 に掲げる職にあるものとする。

3 幹事は、会長の命を受け会務に従事する。

(事務局)

第 8 条 この協議会の事務局は、企業団に置く。

(経費)

第 9 条 この協議会に要する経費は、企業団が負担するものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 6 月 17 日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日告示第 2 号）

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日告示第 3 号）

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日告示第 1 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

構成団体	職 名
長 野 県	水道所管の課長等
伊 那 市	市 長
駒ヶ根市	市 長
箕輪町	町 長
南箕輪村	村 長
宮 田 村	村 長
企 業 団	企 業 長

別表 2 (第 7 条関係)

構成団体	職 名
長 野 県	水道所管の係長等
伊 那 市	水道所管の部長等
駒ヶ根市	水道所管の部長等
箕輪町	水道所管の課長等
南箕輪村	水道所管の課長等
宮 田 村	水道所管の課長等
上伊那広域連合	事 務 局 長
企 業 団	事 務 局 長
	事 務 局 次 長